

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
古河市	幸島地区 (諸川、五部、上和田、駒込、上片田、下片田、大和田、新和田、仁連、東諸川)	令和3年11月22日	

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	884.66ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	562.30ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	219.22ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	90.08ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	49.05ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	108.20ha
(備考)	

2 対象地区的課題

- 70歳以上で後継者「未定」及び「不明」の耕作面積は、今後、中心経営体が引き受け可能な耕作面積より多いため、新たな農地の受け手の確保が必要。
- 地区南西部における水田の圃場の大区画化、道路及び用排水路の整備が必要。
- 地区東部及び南部の畑地の圃場整備が必要。
- 集積、集約した農地の作業効率を上げるため、境界杭等の地中埋設が必要。
- 土地改良区域内の経営安定のため、資金対策が必要。
- 農地集約に向けて中心経営体同士の話し合いが必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 中心経営体の経営基盤の強化を図るため、人・農地プランの推進により、農地の集約及びさらなる農地集積率の向上を目指していく。
- 地区内及び隣接地区の中心経営体で担っていくほか、新規就農者の受入れを促進していく。
- 地区内の耕作者及び中心経営体の話し合いにより、ブロック化した農地の集約を図る。

4 3の方針を実現するために必要な取り組みに関する方針（任意記載事項）

（農地の貸付け等の意向）

- ・貸付け等の意向が確認された農地は、377 筆、39.5ha となっている。

（農地中間管理機構の活用方針）

- ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、積極的に農地を農地バンクに貸し付けていく。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時的保全管理や新たな受け手への付替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。

（基盤整備への取組方針）

- ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、未整備の農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
- ・基盤整備を行うまでは、土地改良区を中心に既存の用排水路等について、適切に保全していく。

（鳥獣被害防止対策の取組方針）

- ・鳥獣害対策として、猟友会の支援を受け、農作物等の被害防止に取り組む。
- ・有害鳥獣の棲家となる耕作放棄地の解消・防止に努める。

（農村地域の多面的機能の維持・発揮への取組方針）

- ・地域の共同活動によって支えられている多面的機能（自然環境の保全、土砂崩れの防止等）について、継続的に維持・発揮できるよう取り組む。具体的には、農用地、水路、農道等の保全管理について、地域の農業者だけでなく非農家を含めた活動とする。

（災害対策への取組方針）

- ・果樹園等については、雹害、凍霜害、高温害等の被害防止のため、多目的防災網等の設置を推進し、災害防止対策に取り組む。